

令和元年5月9日宣告 裁判所書記官 野本 修

平成29年(わ)第894号, 第940号, 第1030号, 第1109号(以上, 被告人 Y1 関係), 第1110号(被告人 Y2 関係)

判 決

国 籍

住 居 埼玉県羽生市

Y1

(以下「被告人 Y1」ともいう。)

1981年 月 日生

国 籍

住 居 新潟県三条市

Y2

(以下「被告人 Y2」ともいう。)

1972年 月 日生

前記両名に対する各覚せい剤取締法違反被告事件について, 当裁判所は, 検察官山野下純並びに国選弁護士尾崎達(主任), 同前園進也(以上, 被告人 Y1 関係)及び私選弁護士森川真好(被告人 Y2 関係)各出席の上審理し, 次のとおり判決する。

主 文

被告人 Y1 を懲役4年6月及び罰金40万円に, 被告人 Y2 を懲役5年及び罰金50万円に処する。

未決勾留日数中, 被告人 Y1 に対しては470日を, 被告人 Y2 に対して

は430日を、それぞれその懲役刑に算入する。

被告人らにおいてその罰金を完納することができないときは、それぞれ金5000円を1日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人 Y1 から金6万円を、被告人 Y2 から金5万円を、それぞれ追徴する。

理 由

(罪となるべき事実)

第1 被告人両名は、共謀の上、営利の目的で、みだりに、平成29年1月19日、さいたま市 路上から

路上までを走行中の自動車内において、 A に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶状粉末約0.43グラムを代金2万円で譲り渡した。

第2 被告人両名は、共謀の上、営利の目的で、みだりに、同年4月22日、埼玉県和光市 所在の 路上において、 B に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する結晶約0.8グラムを代金2万5000円で譲り渡した。

第3 被告人両名は、共謀の上、営利の目的で、みだりに、同年5月23日、同県草加市 道路を走行中の自動車内において、 C に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶及び白色結晶状粉末約0.232グラムを代金5000円で譲り渡した。

第4 被告人 Y1 は、営利の目的で、みだりに、同年6月26日、同県川口市 路上において、 D に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する結晶約0.2グラムを代金1万円で譲り渡した。

(証拠の標目)

括弧内の甲の番号は、証拠等関係カード記載の検察官請求の証拠番号を示す
(なお、被告人 Y1 関係の証拠番号を甲 A と、被告人 Y2 関係の証拠
番号を甲 B とし、特に断りのないものは被告人両名に共通の番号とした。また、
A と B とで実質的に同じ証拠は、「と」でつないだものもある。)

判示事実全てについて

- ・被告人 Y1 及び被告人 Y2 の各公判供述
- ・第 11 回公判調書中の被告人 Y1 の供述部分
- ・証人 E 及び同 F の各公判供述 (以下「E 供述」, 「F 供述」という。)
- ・証人 G の公判供述及び第 5 回公判調書中の同人の供述部分 (以下「G 供述 [第 5 回]」, 「G 供述 [第 13 回]」という。)
- ・証人 H の公判供述並びに第 7 回及び第 9 回各公判調書中の同人の供述部分 (以下「H 供述 [第 7 回]」, 「H 供述 [第 9 回]」, 「H 供述 [第 13 回]」という。)
- ・第 3 回公判調書中の証人 A の供述部分 (以下「A 供述」という。)
- ・第 4 回公判調書中の証人 C の供述部分 (以下「C 供述」という。)
- ・第 6 回公判調書中の証人 D の供述部分 (以下「D 供述」という。)
- ・第 10 回公判調書中の証人 B の供述部分 (以下「B 供述」という。)
- ・現場指掌紋採取報告書 (甲 145, 147。いずれも撤回部分を除く。)
- ・捜査報告書謄本 (甲 75。撤回部分を除く。)
- ・捜査報告書 (甲 A 36) と捜査報告書謄本 (甲 B 38) のうち、各撤回部分及び証拠物として採用した後記各ノート写し部分を除いたもの
- ・「捜査方向書」と題する書面謄本 (甲 92)
- ・写真 (甲 A 34 と B 36 添付の写真 1, 5 ないし 10, 13 ないし 16,

甲 6 9 添付の写真 1 ないし 6 0, 甲 7 0 添付の写真 1 ないし 1 8, 甲 7 1 添付の写真 1, 4, 甲 7 2 添付の写真 1 ないし 3, 甲 7 3 添付の写真 2 ないし 3 2, 甲 1 5 0 及び 1 5 2 ないし 1 5 5 添付の各写真)

- ・ノート写し (甲 A 3 6 と B 3 8 添付の資料 1, 5, 9, 1 3 枚目, 甲 7 4 添付の資料)

- ・メモ紙 1 枚 (両面) の写し及びその翻訳結果 (抄本) (甲 1 5 9, 1 6 1)

判示第 1 ないし第 3 の各事実について

- ・現場指掌紋採取報告書謄本 (甲 A 4 6, B 3 4。いずれも撤回部分を除く。)
- ・指掌紋資料確認通知書 (甲 A 4 7 と B 3 5)
- ・捜査報告書 (甲 5 4, 8 0 ないし 8 2, 8 5, 8 6, 8 8, 1 1 9 ないし 1 2 5, 1 2 8。甲 1 1 9, 1 2 1 ないし 1 2 4 を除いて謄本。)
- ・検証調書謄本 (甲 7 8。撤回部分を除く。)
- ・捜査関係事項照会書謄本 (甲 6 2, 1 1 2)
- ・回答書謄本 (甲 6 1, 6 3, 1 1 1, 1 1 3, 1 1 6, 1 1 8)
- ・写真 (甲 A 4 5 と B 3 3 添付の写真 1, 甲 5 7 添付の写真 1 ないし 5, 甲 5 9 添付の写真 9 ないし 1 4, 甲 1 1 4 添付の写真 3 ないし 6, 甲 1 4 3, 甲 1 4 4, 甲 1 5 7 添付の写真)

判示第 1 の事実について

- ・現行犯人逮捕手続書謄本 (甲 A 1 8 と B 1)
- ・捜索差押調書謄本 (甲 A 2 0 と B 3)
- ・鑑定嘱託書謄本 (甲 A 2 1 と B 4)
- ・鑑定書謄本 (甲 A 2 2 と B 5)
- ・捜査報告書謄本 (甲 A 2 3 と B 6)

判示第 2 の事実について

- ・捜査報告書謄本 (甲 A 3 1 と B 1 4。甲 A 3 1 の不同意部分及び B 1 4 の

該当部分を除く。)

- ・領置調書謄本 (甲A28とB11)
- ・鑑定嘱託書謄本 (甲A29とB12)
- ・鑑定書謄本 (甲A30とB13)

判示第3の事実について

- ・搜索差押調書謄本 (甲A1とB17)
- ・捜査報告書謄本 (甲A2とB18, A5とB21)
- ・鑑定嘱託書謄本 (甲A3とB19)
- ・「鑑定書の送付について」と題する書面謄本 (甲A4とB20)

判示第4の事実について

- ・領置調書謄本 (甲A11)
- ・鑑定嘱託書謄本 (甲A12)
- ・鑑定書謄本 (甲A13)

(事実認定の補足説明)

なお、以下の説明における証拠の引用については、「撤回部分を除く。」などの標記を適宜省略した。

1 争点

被告人両名の各弁護人は、被告人両名が判示の者らに対して覚せい剤を譲り渡した事実はなく、また、判示第1ないし第3の各事実につき、被告人両名が共謀した事実もない旨主張し、被告人両名も、当公判廷において、それぞれこれに沿う供述をする。

ところで、後記2のとおり、本件において、何者かが(判示第1ないし第3の各事実については、少なくとも2名以上の者が共謀の上で)、営利の目的で、みだりに、判示の各日時・場所において、各譲受人に対し、各分量の覚せい剤を各代金で譲り渡した事実については、関係証拠上優にこれを認めることができ、この点については被告人両名の各弁護人も特段争っていない。

2 前提事実

6

路上までを走行中の自動車内において、ホンダフィット
ト、塗色赤色、登録番号末尾 ー ー の車両（以下「本件フィット」と
いう。）を使用して現れた密売人から、覚せい剤約0.43グラムを代
金2万円で譲り受けた（以下、この取引を「A事件」という。）。

イ B （以下「B」という。）は、平成29年1月頃から、日本
語の流暢な外国人である同一の密売人から継続して覚せい剤を入手して
おり、その際は、 J ー ー という偽名を使い、自分の携帯電話（
ー ー ー ）からあらかじめ指定された密売人の携帯電話
（**末尾1411**または ー ー ー 3777 [以下「**末尾3777**」
という。]）に電話をかけて注文すると、相手から時間と場所を指
定され、その時間にその場所に赴き、到着した旨を密売人に連絡すると、
その場所に電話の相手とは別の外国人の密売人が現れ、その者から覚せ
い剤を譲り受けるという方法を取っていた。 B は、平成29年4月2
2日、**末尾3777**に電話をかけて覚せい剤を注文し、同日午後7時4
1分過ぎ頃、埼玉県和光市 ー ー ー 所在の ー ー ー 路
上において、覚せい剤約0.8グラムを代金2万5000円で譲り受け
た（以下、この取引を「B事件」という。）。

ウ C （以下「C」という。）は、平成28年秋頃から、日本語
をしゃべれる外国人である同一の密売人から継続して覚せい剤を入手し
ており、その際は、自分の携帯電話（ ー ー ー ）か
らあらかじめ指定された密売人の携帯電話（**末尾4144**、**末尾1411**、**末尾3777**の順に変更された。）に電話をかけて注文すると、相
手から時間と場所を指定され、その時間にその場所に赴き、到着した旨
を密売人に連絡すると、その場所に電話の相手とは別の日本語が上手で
ない外国人の男が現れ、その男から覚せい剤を譲り受けるという方法を
取っていた。現場に現れる男は、常に同一の男であった。 C は、平成

29年5月23日、**末尾3777**に電話をかけて覚せい剤を注文し、同日午後10時2分過ぎ頃、同県草加市 道路を走行中の自動車内において、日産マーチ、塗色白色、登録番号末尾

(以下「本件マーチ」という。)を使用して現れた者から、覚せい剤約0.232グラムを代金5000円で譲り受けた(以下、この取引を「C事件」という。))。

エ D (以下「D」といい、A、B及びCと併せて「本件譲受人ら」という。)は、平成28年4月頃から、日本語の流暢な外国人である同一の密売人から継続して覚せい剤を入手していた。その際、Dは、自分の携帯電話()からあらかじめ指定された密売人の電話番号(**末尾3777**)に電話をかけて注文すると、相手から時間と場所を指定され、その時間にその場所に赴き、到着した旨を密売人に連絡すると、その場所に電話の相手とは別の日本語が上手でない外国人の男が現れ、その男から覚せい剤を譲り受けるという方法を取っていた。しかし、平成29年6月26日の一、二週間前頃、電話に出る密売人から、これからは友達で日本語を上手に話せない別の者が電話を取るようになる旨を告げられた。Dは、同年6月26日、**末尾3777**に電話をかけて覚せい剤を注文したが、その電話の相手は、従来電話に出ていた男とは別の男であり、それまで現場に現れて覚せい剤の授受を行っていた男であった。Dは、同日午後9時13分過ぎ頃、同県川口市 路上において、黒っぽい車両を使用して現れた外国人の男から、覚せい剤約0.2グラムを代金1万円で譲り受けた(以下、この取引を「D事件」といい、A事件、B事件及びC事件と併せて「本件各取引」という。))。

- (2) 前記(1)認定のとおり、本件各取引の際、Aは**末尾1411**を、B、C及びDはいずれも**末尾3777**を、それぞれ注文先の番号に用いて

覚せい剤を注文していたものである。また、C が覚せい剤を注文する際の番号は、**末尾 4 1 4 4**、**末尾 1 4 1 1**、**末尾 3 7 7 7**の順に変更されていたものである。これらの事実からすれば、本件譲受人らは、共通して、同じ密売グループに対して覚せい剤を注文していたものと認められる。

また、前記認定のとおり、A 事件、B 事件及び C 事件においては、共通して、覚せい剤を注文する際の電話には比較的日本語の流暢な外国人（以下「オペレーター役」という。）が応対し、この者と待ち合わせ場所及び時間を決めて取引現場に行くと、電話に出た者とは別の、日本語があまり話せない外国人（以下「運搬役」という。）が取引現場に現れ、譲受人らは、この者から覚せい剤を譲り受けていたことが認められる。かかる事実からすると、A 事件、B 事件及び C 事件に関わっていた者は、少なくとも2名の外国人であり、この者らが共謀の上覚せい剤を譲り渡していたことが認められる。

さらに、前記認定事実によれば、平成29年6月26日には、それまで運搬役であった者が**末尾 3 7 7 7**の電話に出て、覚せい剤の注文も受けるようになったことが認められる。

3 犯人と被告人 Y1 との同一性について

そこで、本件各取引にかかる犯人と被告人両名との同一性について検討するに、以下の(1)ないし(4)の各間接事実を総合するならば、本件各取引における運搬役はいずれも被告人 Y1 であり、D 事件において覚せい剤の注文を電話で受けた者も、被告人 Y1 であったと推認することができる。

(1) 被告人 Y1 方と認められる居室内から本件各取引に用いられていた物品が発見されたこと

ア から本件各取引に用いられていたと認められる物品が発見されたこと

(ア) 証拠（甲A36とB38， H 供述 [第7回]）によれば，警察官が，平成29年6月27日，埼玉県羽生市 所在の 〃 の検索を実施したところ，カーペットの下から，多数の電話番号が記載された顧客名簿と思われるメモ用紙（以下「本件メモ」という。）が発見されたこと，同メモには①「 I ， ゲンバ 〃 」（甲A36と甲B38の169番），②「 J g e y m 〃 」（同49番）③「 K ， r f ， マサゴチ， 4 〃 」（同167番），④「 K ， ちゃん， a u 〃 」（同166番）の各記載があることが認められる。そして，前記2(1)のとおり，前記①は A が取引時に使用していた携帯電話番号及び偽名（ I ）と，前記②は B が取引時に使用していた携帯電話番号及び偽名（ J ）と，前記③は C が取引時に使用していた携帯電話番号と，前記④は D が取引時に使用していた携帯電話番号と，それぞれ合致する。

かかる事実は， 〃 に立ち入ることができる者が本件各取引に深く関わっていたことを強く推認させるものである。

(イ) また，証拠（甲92， H 供述 [第7回] 等）によれば，前記(ア)の検索時，同時に居室内から携帯電話6台が発見され，そのうち「 〃 - 8 6 7 5 」（以下「**末尾8675**」という。）及び「 〃 - 7 6 2 4 」（以下「**末尾7624**」という。）の2台について番号が特定できたこと，**末尾8675**は，平成29年4月22日午後7時41分に埼玉県和光市 〃 を基地局とした通話履歴があることが認められる。

前記の日時は B 事件の日時と同一であり，かつ，基地局の地点は B 事件の現場（同市 〃 ）に近接した地点と考えら

れるから、かかる事実は、B 事件における運搬役が**末尾 8 6 7 5**の携帯電話を使用していたことを推認させるものであり、また、当該携帯電話が から発見されたことは、同室の居住者が B 事件における運搬役であることを推認させるものである。

イ 被告人 Y1 が に独居していたこと
証拠（甲 6 9，7 2，1 4 5，乙 A 1，H 供述〔第 7 回〕〔第 1 3 回〕，E 供述等）によれば、以下の各事実を認めることができ、これらの事実を総合すると、 には被告人 Y1 が一人で居住していたものと認められる。

(ア) 埼玉県警察は、平成 2 8 年頃から覚せい剤密売事件の内偵捜査を進め、覚せい剤の密売車両と思われる車両を追尾するなどした結果、被告人 Y1 とと思われる人物が に出入りする状況を把握していた。

(イ) D 事件の翌日である前記アの搜索の際、
には被告人 Y1 の他には誰も所在していなかった。

(ウ) 前記アの搜索の際、居室内に置かれていたショルダーバッグから、被告人 Y1 の旅券と仮放免の書類が発見された。

(エ) 前記アの搜索の際、居室内から発見された携帯電話のうち 1 台には、被告人 Y1 とと思われる人物が本件フィットと一緒に写る自撮り写真が保存されていた。

(オ) 本件メモからは、被告人 Y1 の指紋が検出された。

(カ) は、北東側洋室内にテレビが置かれ、台所に冷蔵庫や電気ポットが置かれていたほかには、どの部屋にも大型家具等は置かれておらず、1 組ないし 2 組の寝具、ショルダーバッグ 1 個、リュックサック 1 個、Tシャツ等の衣類数点等が置かれるにとどまっており、同居室内に他の者が居住している状況はうかがわれな

かった。

(キ) 被告人 Y1 は、平成29年6月28日の警察官からの取調べにおいて、 を指して、「警察が来た時に私はあの部屋に一人で暮らしていました。」と供述した(乙A1)。

なお、被告人 Y1 は、公判廷において、

には四、五人前後の者が出入りしていた旨供述するが、仮にそのような事実があったとしても、前記(ア)ないし(キ)の事実には照らすならば、

に被告人 Y1 が一人で居住していたとの前記推認を妨げるものではないというべきである。

ウ 小括

本件メモが被告人 Y1 方のカーペットの下という人目に付かない場所に隠匿され、かつ、本件メモに被告人 Y1 の指紋が付着していたことからすると、被告人 Y1 が、本件メモを、覚せい剤の売買に関するものと認識した上で、本件譲受人らに対する売買のために使用していたことが強く推認される。

また、B 事件における運搬役が使用したものであることが推認される**末尾8675**の携帯電話が被告人 Y1 方から発見されていることも、被告人 Y1 が B 事件における運搬役であることを強く推認させる。

(2) 被告人 Y1 が使用していた自動車内から本件各取引に用いられていた物品が発見されたこと

ア トヨタ b B から本件各取引に用いられていたと認められる物品が発見されたこと

証拠(甲A34とB36、甲74、75、H 供述[第7回])によれば、警察官が、前記(1)の の搜索差押えに引き続き、パレスアニマルの駐車場に駐車されていた自動車(トヨタ b B、塗色灰色、

登録番号末尾 。以下「本件b B」という。）内の検索を実施したところ、運転席ドアの内装パネル（内張り）の中から**末尾3777**の携帯電話が発見されたこと、本件b Bの後部座席座面上からノート1冊（以下「本件ノート」という。）が発見されたこと、本件ノートには、「コナイダ ドコ モラダ オナジ バシヨ」とのローマ字表記のそばに「前回はどこでもらった、同じどこ」とのペルシャ語の表記が、「ゴメン チョト コンデル ジカン カカル」とのローマ字表記のそばに「渋滞 少しおそくなった ごめんなさい」とのペルシャ語の表記が、「アト2フン モウイカイ デンワシテ クダサイ」とのローマ字表記のそばに「あと2分したらもう一回かけて」とのペルシャ語表記が、「ニマン ゴセン イエン ミツ」とのローマ字表記のそばに「三つ」とのペルシャ語の表記などがそれぞれ記載されていたことが認められる。

末尾3777の携帯電話は、B事件、C事件及びD事件において各譲受人が覚せい剤の注文先の番号として使用した携帯電話であり、この携帯電話が、D事件の翌日に本件b Bから発見されたことからすれば、本件b Bの使用者が本件各取引に深く関与していることが強く推認される。また、本件ノートの記載は、待ち合わせ場所の調整や交通渋滞のために待ち合わせに遅れることについての会話、売買代金を示す会話と考えられることからすれば、本件ノートは、ペルシャ語を母国語とし、日本語に不慣れな外国人が、日本人と待ち合わせをして売買を行う際に必要な会話用に作られたものであることが強く推認される。そして、本件ノートが**末尾3777**の携帯電話と同時に本件b Bから発見されたことは、本件b Bの使用者が本件各取引における運搬役であることを更に強く推認させる。

イ 本件b Bが被告人 Y1 が使用していた自動車であること

証拠（甲69, 147, 154, H供述〔第7回〕〔第13回〕,

E 供述)によれば、①前記平成29年6月27日の搜索差押えに先立ち、平成28年12月上旬頃から、警察官が付近の民家に向けた捜査用ビデオカメラを設置して撮影を続けていた際、被告人 Y1 と思われる人物が本件b Bを使用している様子が撮影されていたこと、②本件b Bが の駐車場に駐車されていたこと、③本件b Bの鍵は、 の搜索差押え時、居室内にあった白色ズボンのポケット内から発見されたこと、④その際、被告人 Y1 はズボンを着用していなかったこと、⑤本件ノートからも被告人 Y1 の指紋が検出されたことが認められる。これらの事実を総合すると、本件b Bは被告人 Y1 が使用していた自動車であることが強く推認される。

ウ 小括

前記ア、イの事実を総合すると、被告人 Y1 が、本件譲受人らに対する覚せい剤密売に深く関与しており、本件譲受人らとの取引現場に覚せい剤を持って行く運搬役の役割を担っていたことが、非常に強く推認される。

なお、被告人 Y1 の弁護人は、本件b Bは被告人 Y1 以外の者も使用していた可能性がある旨主張する。しかし、同主張は抽象的な可能性を指摘するものにすぎない上、D事件の前後に被告人 Y1 が本件b Bを使用していたと考えられること(甲154)や**末尾3777**の携帯電話が、被告人 Y1 の指紋が付着した本件ノートと共に同車内から発見されていることを併せ考えると、同弁護人の主張は前記推認を妨げるものとはいえない。

また、被告人 Y1 の弁護人は、本件ノートには、本件譲受人らとの取引に係る取引場所、時間、取引相手等の具体的な記載がないから本件各犯行とは無関係であると主張する。しかし、本件ノートは、運搬

役が譲受人と日本語でやり取りするために用いるものであると考えられるところ、取引場所、時間、取引相手等の情報はオペレーターから伝えられれば足り、運搬役が譲受人と会話する際に必要になるものではないから、それらの情報が本件ノートに記載されていないからといって、本件各犯行と無関係とはいえない。したがって、前記主張は採用できない。

(3) 被告人 Y1 が、本件各取引の行われた日時・場所と矛盾しない時間帯に、埼玉県羽生市内の から、各取引において使用された車両と同一または類似の車両を使用して出かけた上、戻ってきていること

ア 証拠（甲 152 ないし 155、H 供述「第 7 回」）によれば、埼玉県警察は、平成 28 年 12 月上旬頃までに、覚せい剤の密売車両と思われる車両を追尾するなどした結果、埼玉県羽生市内の の駐車場において、密売人と思われる被告人 Y1 が、不定期に複数の車両を乗り換える状況を現認し、その頃から、 に向けて捜査用ビデオカメラを設置し、撮影を続けたことが認められる。

なお、本件証拠中、証拠物として取り調べられた甲 152 ないし 155 の各写真は、それぞれ個別に見ると、必ずしもいかなる状況で撮影されたものか判然としない。しかし、仔細に検討すると、平成 29 年 5 月 11 日前後に、 の前で、捜査機関が被告人 Y1 と認識する人物を撮影した写真（第 7 回公判調書中の証人 H の供述調書末尾添付のもの。以下「内偵写真」という。）と全て同じアングルで、写されている人物の風貌も類似しており、写真左上の白い文字による表示も共通しているから、いずれも、内偵写真と同様に、捜査機関が被告人 Y1 と認識する人物の動向を の前で撮影したものであり、写真左上の表示は、カメラが自動的に表示した撮影日時であると認めるのが相当である。そして、捜査機関が別の人物を被告人

Y1 として認識していたことをうかがわせる事情は存在せず、結局これらの捜査に基づいて被告人 Y1 を逮捕するに至ったという経緯を踏まえると、捜査機関が捜査対象としていた人物は、被告人 Y1 であると認められる。

イ その上で検討すると、前記 2(1)アのとおり、A 事件は、平成 29 年 1 月 19 日午後 8 時 9 分過ぎ頃、さいたま市南区内において覚せい剤の受渡しが行われ、取引の現場に来た運搬役は、本件フィットを使用していたものであるところ、証拠（甲 152 等）によれば、被告人 Y1 が、同日午後 4 時 35 分頃に から本件フィットに乗り込んで同所から出発していること、同月 20 日午前 0 時 11 分頃に自動車 が に戻ってきていることが認められる。

ウ また、前記 2(1)イのとおり、B 事件は同年 4 月 22 日午後 7 時 41 分過ぎ頃、埼玉県和光市内において覚せい剤の受渡しが行われているところ、証拠（甲 153 等）によれば、被告人 Y1 が、同日午後 4 時 14 分頃に から本件マーチに乗り込んで出発し、同月 23 日午前 0 時 27 分頃に に戻っていることが認められる。

なお、B は、公判廷において、取引の現場に来た運搬役は「赤ワイン色のコンパクトカー」を使用していた旨供述している。しかし、B は同様の方法で五、六回覚せい剤を購入しているため、別の日の覚せい剤取引の際に運搬役が使用していた自動車と混同している可能性も考えられるから、同供述があるからといって、被告人 Y1 の犯人性が揺らぐものとはいえない。

エ さらに、前記 2(1)ウのとおり、C 事件は同年 5 月 23 日午後 10 時 2 分過ぎ頃、埼玉県草加市内において覚せい剤の受渡しが行われ、取引の現場に来た運搬役は、本件マーチを使用していたものであるところ、

証拠（甲 1 5 5 等）によれば、被告人 Y1 が、同日午後 4 時 4 3 分頃に から本件マーチに乗り込み、同月 2 4 日午前 0 時 3 1 分頃に に戻っていることが認められる。

オ 加えて、D 事件は前記 2(i)エのとおり、同年 6 月 2 6 日午後 9 時 1 3 分過ぎ頃、埼玉県川口市内において覚せい剤の受渡しが行われ、取引の現場に来た運搬役は、黒色っぽい車を使用していたものであるところ、証拠（甲 1 5 4 等）によれば、被告人 Y1 が、同日午後 4 時 5 分頃に から塗色灰色の本件 b B に乗り込み、同日午後 1 1 時 5 8 分頃に に戻っていることが認められる。

カ 以上に認定したところによれば、被告人 Y1 は、本件各取引の覚せい剤の受渡しが行われた時刻及び場所と矛盾しない時間帯に、埼玉県羽生市内の 駐車場から、運搬役が使用した自動車と同一又は類似する車両に乗り込み、覚せい剤の受渡しが行われた時刻及び場所と矛盾しない時間帯に、 に戻っていると考えられるのであり、被告人 Y1 の前記行動は、本件各取引における運搬役と被告人 Y1 が同一人物であることを相当強く推認させる。

(4) 本件譲受人らが、写真面割りの際、運搬役として、被告人 Y1 の写真を選択していること

ア まず、各譲受人が捜査機関から示された写真台帳及び運搬役の人物として選んだ写真を整理すると、以下のとおりである。

A は、平成 2 9 年 2 月 2 日付け写真台帳を示され、取引現場に覚せい剤を持って来た人物の写真として、写真 2 0 を選んだ。

B は、平成 2 9 年 7 月 3 日付け写真台帳を示され、取引現場に覚せい剤を持って来た人物の写真として、写真 5, 1 6, 2 0 を選んだ。

C は、平成 2 9 年 5 月 2 9 日付け写真台帳を示され、取引現場に覚せい剤を持って来た人物の写真として、写真 1 6, 2 0 を選んだ。

D は、平成 29 年 7 月 3 日付け写真台帳を示され、取引現場に覚えい剤を持って来た人物の写真として、写真 5, 16, 20 を選んだ。

イ 証拠（H 供述 [第 7 回]）によれば、B 及び D が示された平成 29 年 7 月 3 日付け写真台帳の写真 16 及び 20 は、被告人 Y1 を撮影した写真であると認められる（なお、検察官は、同台帳の写真 5 も被告人 Y1 を撮影したものである旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。）。そして、A に示された同年 2 月 2 日付け写真台帳の写真 20 と、C に示された同年 5 月 29 日付け写真台帳の写真 16 及び 20 は、それぞれ前記同年 7 月 3 日付け写真台帳の写真 20, 16 及び 20 と同一であるから、これらの写真も被告人 Y1 を撮影した写真であると認められる。

ウ ところで、前記アの写真面割りは、1 通の写真台帳に同じ人物の写真が複数枚含まれていたり、帽子や眼鏡を着用した者の写真とそうでない写真が混在しているなど、同様の条件下で複数の異なる人物の中から特定の人物を選別させるという観点からは多くの問題を含むものであり、その証明力は慎重に判断しなければならない。もっとも、本件譲受人らにとって、運搬役の外国人は、繰り返し接触する中で既知の人物となっていたのであって、これら 4 人の譲受人が一致して被告人 Y1 の写真を選んでいる事実は、被告人 Y1 が本件各取引における運搬役である事実と矛盾しないという限りの証明力は有するというべきである。

なお、A は、検察官の「あなたが先ほど選んだ、あるいは捜査段階から一貫して選んでいる写真の男はひげを生やしていないという意味ではいろいろな条件に違いあるかもしれませんが、きょうこの法廷にいる人を見てあなたが密売人と似ていると思う人を選ぶことはできますか。」との質問に対し、「ここにはいないと思います。」と供述している（A

供述 17 頁)。しかし、検察官の質問にあるとおり、犯行当時の運搬役はひげを生やしていなかったが、A の証言当日に出頭していた被告人 Y1 はひげを生やしていたものであるから、A は見た目の風貌に違いがあったために自信を持って識別できなかった可能性が高いと考えられる。したがって、A の前記供述部分は、被告人 Y1 が本件各取引における運搬役であるとの推認を妨げるものではないというべきである。

(5) まとめ

前記(1)ないし(3)のとおり、被告人 Y1 が独居していた室内及び同被告人が使用していた自動車内から本件各取引に用いられていたと認められる物品が複数発見されたことに加え、同被告人が本件各取引の行われた日時・場所と矛盾しない時間帯に、埼玉県羽生市内の同被告人方から各取引において使用された車両と同一または類似の車両を使用して出かけた上、同人方に戻ってきていることを併せ考えると、本件各取引における運搬役は被告人 Y1 であると認められるのであって、前記(4)の写真面割り結果もその認定と矛盾しない。そして、他に前記認定を覆すに足る証拠はないから、本件犯人のうちの 1 人が被告人 Y1 であることについて合理的な疑いを入れる余地はない。

4 犯人と被告人 Y2 との同一性について

以下の(1)ないし(3)の各事実を総合するならば、A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役は、いずれも被告人 Y2 であったと推認することができる。

- (1) 被告人 Y2 が使用していた携帯電話の発信区域の動きと密売人が使用していた携帯電話の発信区域の動きが高度に符合していること
- ア 証拠（甲 57、G 供述〔第 5 回〕、H 供述〔第 7 回〕）によれば、警察官が新潟県三条市にある被告人 Y2 の自宅で搜索差押えを実施し

た際、被告人 Y2 が番号 — — 3 0 0 5 の携帯電話（以下「**末尾 3 0 0 5**」という。）を所持していたこと、**末尾 3 0 0 5**には被告人 Y2 のいわゆる自撮り写真が保存されていたことが認められ、これらの事実によれば、**末尾 3 0 0 5**の携帯電話は被告人 Y2 が使用していたものであると認められる。

イ 証拠（甲 5 4，8 0 ないし 8 2，1 1 9 ないし 1 2 2）によれば、平成 2 9 年 1 月 2 7 日から同年 6 月中旬頃までの間、密売人が使用していた**末尾 3 7 7 7**と被告人 Y2 が使用していた**末尾 3 0 0 5**の各発信区域は、いずれも被告人 Y2 の居住地である新潟県内を中心として、茨城県内、埼玉県内、東京都内、千葉県内等に不定期に移動している。そして、**末尾 3 0 0 5**の発信地が新潟県内に留まっている時は**末尾 3 7 7 7**の発信地も新潟県内に留まっており、**末尾 3 0 0 5**が茨城県内や埼玉県内等で発信されると、**末尾 3 7 7 7**もその前後の時間に同様の地域で発信されている。前記 2 つの携帯電話が、約 4 か月半の長期間にわたり、いずれも多数の発信履歴があるにもかかわらず、発信区域が高度に整合して移動していることからすると、偶然の一致とは到底考えにくいし、**末尾 3 7 7 7**の携帯電話を使用していた者が別に存在して、その者と被告人 Y2 が行動を共にすることが多かったという可能性も考えにくい。そして、薬物の密売を行う者は自分に捜査の手が及びにくくするなどの目的で複数の携帯電話を用いるのが通常であることも併せ考えると、前記 2 台の携帯電話は同一人が所持して使用していたものであることが強く推認される。

そうすると、前記事実は、平成 2 9 年 6 月中旬頃までに行われた A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役が被告人 Y2 であることを強く推認させるものである。

(2) 被告人 Y2 に、被告人 Y1 との間で覚せい剤密売関連の結び付

前記 3 のとおり、被告人 Y1 は本件各取引における運搬役であると認められるものであるが、被告人 Y2 には、被告人 Y1 との間で、以下のアないしウのとおり、覚せい剤の密売に関連した結び付きが認められる。このことは、被告人 Y2 の本件取引への関与を推認させ、被告人 Y2 が A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役であるとの推認を補強しているというべきである。

証拠（甲 80 ないし 82, 85, 86, 88）によれば、平成 29 年 1 月 21 日から同年 6 月 23 日までの間、
— 3001
の携帯電話（以下「**末尾 3001**」という。）及び前記(1)のとおり被告人 Y2 が使用していた**末尾 3005**の各発信区域は、いずれも被告人 Y2 の居住地である新潟県内を中心として、茨城県内、埼玉県内、東京都内、千葉県内等に不定期に移動している。そして、概ね、**末尾 3005**の発信地が新潟県内に留まっている時は**末尾 3001**の発信地も新潟県内に留まっており、**末尾 3005**が茨城県内や埼玉県内等で発信されると、**末尾 3001**もその前後の時間に同様または隣接する地域で発信されている。したがって、前記 2 台の携帯電話はいずれも被告人 Y2 が所持して使用していたものと考えられる。

21

れぞれ認められる。本件各取引における運搬役であった被告人 Y1 が、覚せい剤の密売に使用された**末尾 1411**と同様に、被告人 Y2 が使用していたと強く推認される**末尾 3001**の携帯電話の料金のチャージを行っていたことは、被告人 Y2 が、覚せい剤の密売に関連し、被告人 Y1 と深い関係にあったことを推認させる。

イ 被告人 Y2 が被告人 Y1 と共に本件 b B と推察される自動車のタイヤの交換を行っていること

証拠（F 供述）によれば、平成 29 年 6 月 11 日、外国人の客（以下「外国人 1」という。）が、中古車部品等販売店「アイパーツ 店」を訪れ、グッドイヤー製のタイヤ 2 本組等を購入し、同店従業員の F（以下「F」という。）に代金を支払ったこと、同日の閉店前に、外国人 1 がもう一人の外国人（以下「外国人 2」という。）を連れて再度来店したこと、外国人 1 が、購入したタイヤ 2 本組を、外国人 2 が運転していた紺色のトヨタ b B の前輪タイヤ 2 本と交換することを依頼したこと、タイヤ交換の工賃 3000 円は外国人 2 が支払ったことが認められる。そして、F は、同年 8 月 18 日の警察官の取調べにおいて、平成 29 年 7 月 3 日付け写真台帳を示され、外国人 1 として写真 8（平成 29 年 5 月 29 日付け写真台帳の写真 8 と同じもの）の人物を選び、外国人 2 として被告人 Y1 の写真である写真 20 を選んだことが認められる。なお、G 供述等の関係証拠によれば、平成 29 年 5 月 29 日付け写真台帳の写真 8 は、その撮影状況や被告人 Y2 方の捜索に至る経緯に加え、その風貌及び着衣の状況等が被告人 Y2 の自撮り写真（甲 57）と類似していることに照らし、被告人 Y2 を撮影したものと認められる。

前記 F に対する写真面割りには、F が帽子や眼鏡といった特徴で記憶していた人物を選ばせるのに、写真台帳記載の 28 枚の写真のうち、

帽子及び眼鏡の特徴を兼ね備える人物の写真が3枚しかなく、また、被告人らの写真と思われる写真が1通の写真台帳に複数枚含まれているなど問題のある方法で行われており、その信用性は慎重に判断する必要がある。もっとも、証拠（甲143、144、G供述〔第13回〕）によれば、前記被告人Y2方の搜索差押え時に、「アイパーツ 店」で平成29年6月11日に中古タイヤ2本組等を購入したことを内容とするレシートが発見され、被告人Y2の運転免許証が入った財布から、同日に同店で利用されたポイントカードが発見されたことが認められ、これらの事実は、外国人1が被告人Y2であることを強く裏付けるものといえる。また、証拠（甲159、161、H供述〔第13回〕）によれば、

の搜索差押え時に被告人Y1の財布等が入ったショルダーバッグ内から発見されたメモ紙には、「6/11」と記載された部分に、「3」「タイヤ」との記載があることが認められ、このことは、被告人Y1が同年6月11日にタイヤの工賃として3000円支払った外国人2であることに符合するものとなっている。さらに、証拠（甲157等）によれば、平成29年6月27日に押収された本件bBは、前輪タイヤ2本のみ刻印が認識できる状態であり、後輪タイヤ2本と比べて新しいことからすると、外国人1がタイヤ交換を依頼したトヨタbBは、本件bBであると考えて矛盾はない。したがって、F供述は、客観的証拠ともよく整合していることから、その犯人の識別に関する部分も含め、十分に信用できるものと認められる。

そうすると、被告人Y2は、覚せい剤の取引に用いられた本件bBのタイヤ交換に際して、被告人Y1と行動を共にし、タイヤ購入代金も支払ったと認められるから、被告人Y2が覚せい剤取引に関連し、被告人Y1と深い関係にあったと推認できる。

ウ B 事件及び C 事件のあった時間帯に、被告人 Y2 が使用していた携帯電話と被告人 Y1 が使用していた携帯電話との間において通話がなされていること

証拠（甲 5 4，7 8，1 2 3，1 2 4）によれば，平成 2 9 年 1 月下旬頃から同年 6 月中旬頃までの間，――の携帯電話（以下「**末尾 2 8 8 8**」という。）及び前記(1)のとおり被告人 Y2 が使用していた**末尾 3 7 7 7**は，それぞれ発信区域の動きや位置情報が高度に整合しており，同期間については，これら 2 台の携帯電話は同一人が所持して使用していたものであることが非常に強く推認される。

そして，前記 3 (1)ア(イ)のとおり，被告人 Y1 方である

からは**末尾 8 6 7 5**及び**末尾 7 6 2 4**の携帯電話が発見されているところ，証拠によれば，① B 事件のあった平成 2 9 年 4 月 2 2 日，午後 6 時 3 7 分頃に B が使用する携帯電話（――）から**末尾 3 7 7 7**に発信して 1 分 1 2 秒間の通話がなされると（甲 1 2 8），午後 6 時 5 2 分頃に，**末尾 2 8 8 8**から**末尾 8 6 7 5**に発信して 1 分 3 3 秒間の通話がされていること（甲 1 2 4），② C 事件のあった同年 5 月 2 3 日，午後 8 時 3 8 分頃と午後 9 時 2 0 分頃に C が使用する携帯電話（――）から**末尾 3 7 7 7**に発信してそれぞれ 3 1 秒間，1 分間の通話がなされると（甲 1 2 5），午後 9 時 8 分頃と午後 9 時 4 9 分頃に，**末尾 2 8 8 8**から**末尾 7 6 2 4**に発信して，それぞれ 2 8 秒間，2 分 2 1 秒間の通話がされていること（甲 1 2 4）が認められる。

以上の事実からすれば，B 事件及び C 事件の際，**末尾 3 7 7 7**を使用していた者が，譲受人から電話を受けた後，**末尾 2 8 8 8**を使用して**末尾 8 6 7 5**や**末尾 7 6 2 4**に電話をかけることにより被告人 Y1 に連絡をしていたと考えて矛盾がない。

そして、前記(1)のとおり、B 事件及び C 事件の際に**末尾 3777**を使用していた者（オペレーター役）が、**末尾 3005**を使用していた被告人 Y2 と同一人物であると強く推認されることからすると、被告人 Y2 がオペレーター役として A 事件、B 事件及び C 事件に関与し、運搬役である被告人 Y1 に指示を出していたことが矛盾なく説明できる。

- (3) オペレーター役の密売人と数回面識のある C が、前記密売人は被告人 Y2 であるとしていること

C は、オペレーター役の密売人と二、三回会ったことがあり、最後は自分が捕まる1週間位前の平成29年5月16日か17日頃に、草加市の新田駅の近くで会い、付け払いにしていた5000円を支払った。その際オペレーター役は白いワンボックスカーに乗車していた、その人物は平成29年5月29日付け写真台帳の写真8の人物である、平成29年5月31日の警察官の取調べの際にも同じ写真を選んだ旨供述し、被告人 Y2 の写真を選択している。

前記の C による写真面割りは、前記の被告人 Y1 に関する写真面割りや被告人 Y2 に関する F による写真面割りと同様、問題のある手法で行われており、その信用性は慎重に判断する必要がある。もっとも、証拠（甲A45ないし47とB33ないし35、G 供述〔第5回〕、H 供述〔第7回〕）によれば、警察官が平成29年4月26日に被告人 Y2 が白色エリシオン（登録番号末尾 ）に乗車するところを現認したこと、前記 C と会ったとされる同年5月17日に三郷インターから谷和原インターを通行した、ナンバーの下二桁55の自動車に係る通行券から被告人 Y2 の指紋が検出されたことが認められ、同事実はオペレーター役が被告人 Y2 である旨の C の供述と矛盾しない。したがって、C の前記供述は、オペレーター役が被告人 Y2 であることと矛盾しないという限りの証明力

は有するというべきである。

なお、被告人 Y2 の弁護人は、C には、覚せい剤の過度の摂取による体調の変調があったから、その認識能力を信頼することはできず、その目撃証言は信用できないと主張する。しかし、C の証言内容は、覚せい剤代金の付けを、いつもの運搬役ではなくオペレーター役が直接受け取りに来たという印象的な出来事を具体的に語るもので、特段不自然な点は認められないから、同弁護人の主張は採用できない。

(4) まとめ

前記(1)のとおり、オペレーター役が使用していたと認められる携帯電話と被告人 Y2 が使用していたと認められる携帯電話の発信地の動きが高度に整合していることからすると、被告人 Y2 が A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役であることが強く推認できる。また、前記(2)のとおり、被告人 Y2 が覚せい剤の密売に関して被告人 Y1 と結びついている事実も、被告人 Y2 がオペレーター役であることを強く推認させるものである。さらに、前記(3)のとおり、オペレーター役が被告人 Y2 である旨の C 証言は前記認定と矛盾しない。そして、他に前記認定を覆すに足りる的確な証拠はないから、被告人 Y2 が A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役であることについて合理的な疑いを入れる余地はない。

5 被告人両名の公判供述について

- (1) 被告人 Y1 は、各犯行の日に覚せい剤取引の現場にいたことはない旨を述べ、また、どの日にも自動車には乗っていない旨供述する。

しかし、被告人 Y1 が本件各取引の前後に自動車を使用していたと認められることは前記 3(3)のとおりであり、被告人 Y1 の前記供述は、客観的事実に反して信用できない。

- (2) 被告人 Y2 は、本件各犯行を否認する一方、詳細についてはほぼ黙秘

していたところ、最終陳述の段階で、突如、「 L 」や「 M 」，「 N 」といった人物が真犯人であり，被告人 Y2 が使用していたとされる携帯電話はこれらの者が使用していたなどと供述するに至った。

しかし、前記供述は、具体性を欠くものである上、供述経過に照らしても不自然であって、そのまま信用できず、前記 4 (4) の認定に合理的な疑いを入れるものとはいえない。

- 6 以上に検討したとおり、被告人 Y1 は本件各取引における運搬役であり、被告人 Y2 は A 事件、B 事件及び C 事件におけるオペレーター役であると認められるから、被告人両名が共謀の上、判示第 1 ないし第 3 の各事実を敢行したことで、被告人 Y1 が判示第 4 の事実を行ったことは、優に認められる。

(法令の適用)

特に断りのない限り、被告人両名に共通である。

罰 条

判示第 1 ないし第 3 の行為 いずれも刑法 60 条、覚せい剤取締法 41 条の 2 第 2 項，1 項

判示第 4 の行為（被告人 Y1 のみ）

覚せい剤取締法 41 条の 2 第 2 項，1 項

刑 種 の 選 択

いずれも情状により懲役刑及び罰金刑を選択

併 合 罪 の 処 理

刑法 45 条前段，47 条本文，10 条（犯情の最も重い判示第 2 の罪の懲役刑に法定の加重），48 条 2 項（判示各罪所定の罰金の多額を合計）

未 決 勾 留 日 数 の 算 入

刑法 21 条（懲役刑に算入）

労 役 場 留 置

刑法 18 条

追

徴

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 13 条 1 項前段、11 条 1 項 1 号（各犯行の薬物犯罪収益）

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

（量刑の理由）

被告人両名に共通する判示第 1 ないし第 3 の犯行は、客から携帯電話で注文を受ける者とその者の指示に基づいて取引現場に覚せい剤を運ぶ者とで役割分担をした上で、繰り返し行われていた密売の一環であり、複数の携帯電話や自動車を代わる代わる用いるなど手口も巧妙である。被告人らは、3 名に対し、合計約 1.462 グラムという少くない量の覚せい剤を譲渡し、合計 5 万円という相応の利益を得ているのであって、その犯情は悪質である。

その上で、各被告人の個別の事情についてみると、被告人 Y1 は、判示第 1 ないし第 3 の犯行において、被告人 Y2 から指示を受け、取引現場に覚せい剤を運び、代金を受領するという重要な役割を担っていたものであり、更に自身で注文を受けた上、覚せい剤を運ぶという判示第 4 の犯行も行っている。また、被告人 Y1 は、不合理な弁解に終始しており、反省の態度が見受けられない。

また、被告人 Y2 は、取引現場とは離れた場所から注文を受け、被告人 Y1 に電話で指示を出して覚せい剤を手渡しで売却させており、検挙されにくい態様で本件に関与していたもので、その役割は被告人 Y1 よりも上位であって、刑事責任は一段と重いというべきである。そして、被告人 Y2 は、責任を逃れようとの供述態度を取り続けており、反省の情は認められない。

したがって、被告人らに対しては、それぞれ主文の刑が相当である。

(求刑：被告人 Y1 につき懲役5年及び罰金40万円，追徴6万円，被告人 Y2 につき懲役6年及び罰金50万円，追徴5万円)

令和元年5月22日

さいたま地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官

北村 和 

裁判官

古谷 慎吾 

裁判官

中川 大夢 